

行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改定案）に対する意見・質問対応表（案）

1	意見提出者数	2名		
2	意見件数	12件		
No	意見等の概要	市の考え方	対応	
1	改定案 17 ページ【行田市環境基本計画の計画期間】 令和 6 年度から 10 年間の行田市環境基本計画は何時作成するのか。	第 3 次行田市環境基本計画は、令和 4 年度及び 5 年度の 2 か年で策定します。		
2	改定案 21 ページ【3-3 ごみ処理体制 ②燃やせないごみ及び粗大ごみ】 「選別後の不燃残さは埼玉県環境整備センターまたは最終処分場で処理しています。」とあるが、 *両者の最終処分方法と場所？	行田市長善沼最終処分場は現在埋立てを行っておりませんが、緊急時には利用する可能性があるため、文言を訂正します。 【場所】 埼玉県環境整備センター：埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 368 番地 行田市長善沼最終処分場：行田市大字荒木 1265 番地	「燃やせないごみ及び粗大ごみは、行田市粗大ごみ処理場において破碎・選別処理を行い、選別後の不燃残さは埼玉県環境整備センターで埋立処分しています。また、緊急時には行田市長善沼最終処分場で埋立処分します。」に訂正します。	
3	改定案 21 ページ【図 3-2 ごみ処理体制】 最終処分・資源化 *行田市長善沼最終処分場（処分）とあるが、長善沼はもう利用していないのではないか。	長善沼最終処分場への埋立実績は平成 19 年度以降ございませんが、処分場自体を廃止しているものではなく、緊急時には利用する可能性があります。	修正なし。	
4	改定案 22 ページ【3-4 ごみ処理の実績 (1) 年間排出量の推移】本文 9 行目 令和 2 年度のごみ総排出量（平成 27 年度比）「48t（0.2%）増加しています。」 *会議でも指摘されている（0.2%）を正確な（0.16%）に訂正	12 ページの土地利用を除き、計画案全体を通して、小数第 1 位までの表記に統一しています。また、処理量をトン単位にする時点でキログラム単位を四捨五入しているため、割合についても小数第 1 位までとしています。	修正なし。	

No	意見等の概要	市の考え方	対応
5	<p>改定案 25 ページ【3-5 資源化の状況】 出典箇所 H27 から H30 の直接搬入分を追加したが、では、R1 と R2 では、紙リサイクル量はどこに記載されているのか。</p>	<p>「直接搬入分」は、下にある「中間処理後残さ」の数字に含まれており、ダブルカウントしていたため、その部分を削除します。それに合わせ、資源化量や資源化率についても訂正を行います。</p>	<p>資料 5 修正案のとおり修正します。</p>
6	<p>改定案 35 ページ【3-9 (3)プラスチック類の資源化 ②プラスチック製容器包装及び製品プラスチック】本文 5 行目 「なお、プラスチック資源循環法の施行に伴う国の動向を注視し、」とあるが、正確には「プラスチック資源循環促進法」である。</p>		<p>「プラスチック資源循環<u>促進</u>法」に訂正します。</p>
7	<p>改定案 35 ページ【3-9 (3) プラスチック類の資源化 ②プラスチック製容器包装及び製品プラスチック】本文 5 行目 「必要な対応」とあるが、必要の中身がない。</p>	<p>現段階では、国の具体的な方向性が定まっていないため、市においても具体的な対応を明示することができないことから、「必要な対応」としています。</p>	<p>修正なし。</p>
8	<p>改定案 40 ページ【図 4-2 将来のごみ処理体制】 中間処理に「ストックヤード」を追加したが、 ①今までどうしていたのか ②今回は造る必要性が生まれた理由は何か</p>	<p>①本市の収集運搬業務委託業者が、市が指定する処分業者に直接引き渡して処理しています。 ②粗大ごみ処理施設には、資源物をストックするスペースが必要となるため、今回整備しようとするものです。</p>	<p>修正なし。</p>

No	意見等の概要	市の考え方	対応
9	<p>改定案 40 ページ【図 4-2 将来のごみ処理体制】</p> <p>第 5 回審議会における私の質問(剪定枝の【中間処理】のところは「施設の検討」、【最終処分・資源化】のところは「堆肥化・チップ化の検討」として、決定事項ではないということがわかる表現にしてはどうか)に対し、事務局は「内容については前回(8月3日)の審議会で事務局案に了承をいただいたものと認識しております」との回答だが、他の委員の意見や考えも再度聞いてください。</p>	<p>剪定枝の資源化については、第 4 回(8月3日)の審議会において事務局案の堆肥化を前提として、了承いただいたものと認識しております。</p>	<p>修正なし。</p>
10	<p>改定案 40 ページ【4-4 将来のごみ処理体制】</p> <p>(1)新たなごみ処理施設の稼働後 ①燃やせるごみ</p> <p>「現状は燃やせないごみに分別しているプラスチック製容器包装、製品プラスチック類を燃やせるごみに含め、これらをごみ焼却施設で処理し、発生するエネルギーを回収して発電を行います。」の後に、35 ページの「なお、プラスチック資源循環促進法の施行に伴う国の動向を注視し、必要な対応を取ることとします。」を追加する。(必要な対応の文章は、35 ページで訂正した場合は、同じ文言とする。)</p>	<p>改定案 40 ページはあくまで「燃やせるごみ」という区分であり、プラスチック類の取扱いについては改定案 35 ページで「国の動向を注視」する旨、今後の方向性について説明を追加しており、重複するため、ここでの説明は省略します。</p>	<p>修正なし。</p>
11	<p>改定案 42 ページ【第 5 章 施策 5-1 施策の体系 I 排出抑制及び資源化計画 2 資源化】</p> <p>(11)家庭系ごみを入れる袋の透明化の<u>検討</u></p> <p>「の検討」を削除</p>		<p>「<u>の検討</u>」の部分を削除します。</p>

No	意見等の概要	市の考え方	対応
12	改定案 45 ページ【5-3 収集及び運搬計画】最後の文章に「透明ポリエチレン製の袋などに変更します。」とあるが、いつからか？	基本的には新施設稼働時（令和 9 年度）ですが、現在旧吹上町区域にて試験導入を行っておりますので、検証期間（1 年間）における状況を確認した後に判断してまいります。	修正なし。